

株式会社トーエネック 一般事業主行動計画

従業員が仕事と家庭を両立し、いきいきと活躍できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

2023 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標： 時間外労働の削減および休暇取得の促進

<対策>

2023. 4～ 時間外労働削減・休暇取得に向けた部署毎の施策を確実に実施

2023. 4～ 年度毎および、勤続年数に応じて付与する特別有給休暇の完全取得

2023. 4～ イン트라ネット・社内報を活用した情報発信やポスターの掲示等、
継続的な啓発活動の実施

(次世代育成支援対策推進法)